

ワクチン接種に従事される被扶養者の方の収入の取扱いについて（健康保険関係）

- 健康保険の被扶養者については、医療保険者において原則年1回被扶養者の収入状況を確認し、年間収入が130万円未満等の要件を満たしていることを確認することとされています。
- 今般の新型コロナウイルス感染症のワクチンの接種業務への対応として、一時的に収入が増加する被扶養者の方が発生しうることから、被扶養者の方々の年間収入の確認における留意点について、医療保険者あてに以下の内容を周知しています（※）。
- ワクチン接種に従事される被扶養者の方々に対して適切な周知が行われるよう、御協力のほどお願いいたします。

（※）「被扶養者の収入の確認における留意点について」（令和2年4月10日厚生労働省保険局保険課事務連絡）により今般の新型コロナウイルス感染症への対応として、「被扶養者の収入の確認における留意点について（再周知）」（令和3年2月12日厚生労働省保険局保険課事務連絡）により特にワクチンの接種業務に従事する被扶養者の方への対応として、医療保険者あてに周知。厚生労働省HP「新型コロナワクチンに関する自治体向け通知・事務連絡等」にも掲載済み。

被扶養者の収入の確認における留意点について

- 被扶養者の収入については、被扶養者の過去の収入、現時点の収入又は将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入を見込むものとする。
- 今後1年間の収入を見込む際には、認定時（前回の確認時）には想定していなかった事情により、一時的に収入が増加し、例えば、直近3ヶ月の収入を年収に換算すると130万円以上となる場合であっても、直ちに被扶養者認定を取消すのではなく、過去の課税証明書、給与明細書、雇用契約書等と照らして、総合的に将来収入の見込みを判断すること。
- 確認に当たり、被扶養者認定を受けている方の過去1年間の収入が、昇給又は恒久的な勤務時間の増加を伴わない一時的な事情等により、その1年間のみ上昇し、結果的に130万円以上となった場合においても、原則として、被扶養者認定を遡って取り消さないこと。

具体的な相談を受けた場合には…

詳細については、ご加入の医療保険者（健康保険組合や協会けんぽ支部など）にご相談いただくようお願いください。